

礼文町において建設技術者として業務に従事しようとする方に対して、支援金を貸与します。

【令和6年度】

礼文町技術職員就業支援金 貸与制度のご案内



<対象者>

- ① 1級又は2級の土木施工管理又は建築施工管理の第2次検定の合格証明書の交付を受けている者
- ② 1級建築士又は2級建築士免許証の交付を受けている者
- ③ 土木又は建築学科を卒業した者(※1)

<貸与額>

- ① 就業予定期間が2年の者 600,000円
- ② 就業予定期間が3年の者 1,000,000円

<返還免除>

- ① 貸与を受けた就業予定期間を満了したとき
- ② 就業期間中に、公務に起因する事故及び心身の故障のため辞職又は死亡したとき

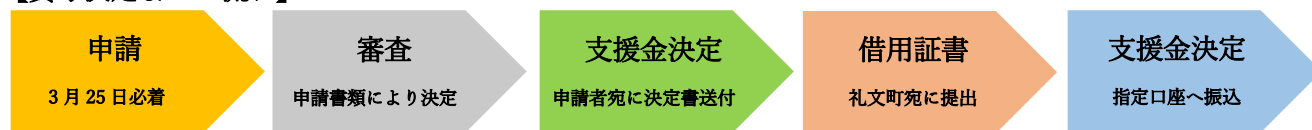
<返還>

貸与を受けた就業予定期間を就業することが困難となったとき(※2)。

※1 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学又は大学において国土交通大臣が指定した土木又は建築学科を卒業した者

※2 貸与金額に未就業期間の月数を就業予定期間の月数で除して得た額

【貸与決定までの流れ】



募集期間：令和6年3月25日(月)まで(郵送による場合も3月25日(月)必着)

応募要件：横のQRコードから礼文町HPにてご確認ください

応募方法：貸与申請書に必要書類を添付のうえ申請



【問い合わせ先】

礼文町 建設課 建設係

TEL：0163-86-1001 FAX：0163-86-1007

E-mail: doboku@town.rebun.hokkaido.jp

〒097-1201

北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ 558 番地 5